

アルバニア、ロンドン・アグリーメントの下での翻訳文提出条件を変更

2014年12月10日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、9月末発行の官報において、欧州特許条約（EPC）の締約国でありロンドン・アグリーメント加盟国であるアルバニアが7月10日付けで発効した同国の産業財産法の改正によって、翻訳文提出条件を変更し、アルバニアでの欧州特許の設定登録の際に、明細書の英語翻訳文<sup>1</sup>とともに、クレームのアルバニア語翻訳文の提出が義務付けられることとなった旨を公表した。

ロンドン・アグリーメントは、欧州特許出願に関するコストの大半を占める翻訳費用を低減するための条約。EPC 締約国は本来、EPC 第 65 条(1)の規定により、EPO によって欧州特許が付与されたのち、国内において当該欧州特許が国内特許と同じ効果を持つために、クレーム及び明細書の自国の公用語への翻訳を要求することができる。

これに対しアルバニアは、2013年にロンドン・アグリーメントに加入し（同年9月1日に発効）、その当時は、EPC 第 65 条(1)に従うことなく、クレームのみを英語、ドイツ語、フランス語の EPO 公式言語に翻訳して EPO に提出すればよく、クレーム又は明細書のいずれについてもアルバニア語への翻訳は要求されないこととなっていた。

しかし、今般の産業財産法改正によって、アルバニアは、ロンドン・アグリーメント第 1 条第 2 項の規定に従う一方で同条第 3 項の規定に基づく権利を享受し<sup>2</sup>、EPO での手続言語のうち「英語」を選択し、英語での欧州特許取得又は欧州特許の明細書の英語翻訳文のアルバニア特許商標総局（ALGDPT）への提出に加えて、欧州特許のクレームのアルバニア語翻訳文を ALGDPT に提出することを特許権者に義務付けた（アルバニア産業財産法第 87/d 条第 2a 項）。そして、これらの提出を行わなかった場合、当該欧州特許はアルバニアにおいて初めから無効であったものとみなされることとした（同条第 6 項）。

なお、ロンドン・アグリーメントは、アルバニアに次いで加盟したアイルランドについても、2014年3月1日に発効した。これにより、現在、38の EPC 締約国のうち 20 か国に

---

<sup>1</sup> 英語明細書の場合は不要。

<sup>2</sup> ロンドン・アグリーメントの下では、EPO での手続言語（英・独・仏）を公用語とする指定国においては、明細書の全文について、当該指定国の公用語への翻訳を要求できない（ロンドン・アグリーメント第 1 条第 1 項）。他方で、EPO での手続言語（英・独・仏）以外の言語を公用語とする指定国は、手続言語のうち少なくとも 1 つを選択指定し、その言語で特許が付与された場合（又はその翻訳がされた場合）は、当該指定国の公用語への翻訳を要求できない（同第 1 条第 2 項）。ただし、クレームについてはその公用語への翻訳を要求することができる（同第 1 条第 3 項）。

ついてロンドン・アグリーメントが発効していた（各締約国の加盟状況については、本稿第3ページに別添した表「EPC 締約国ロンドン・アグリーメント加盟状況及び加盟国の翻訳文提出要件」を参照。）。

<参照条文（日本語仮訳）>

EPC65 条 欧州特許の明細書の翻訳文

(1) いかなる締約国も、欧州特許庁により付与され、補正され、又は縮減された欧州特許が当該締約国の公用語の何れか一つで作成されていない場合、特許権者が、付与され、補正され又は縮減された当該欧州特許の、当該特許権者の選択による当該締約国の公用語の何れか一つによる、又は、当該締約国が特定の一の公用語の使用を定めている場合はその公用語による翻訳文を、当該締約国の中央産業財産権官庁に提出すべきことを規定することができる。（後略）

(2)(3) 省略

— アルバニアの産業財産法改正について公表する EPO 官報は、以下参照 —

[Albania amends Industrial Property Law with effect from 10 July 2014](#)

— アルバニアの法改正内容（アルバニア語）は、以下参照 —

[FLETORJA ZYRTARE E REPUBLIKËS SË SHQIPËRISË Nr. 96 Datë 24 qershor 2014 \(PDF\)](#)

— 各締約国の加盟状況は、以下参照 —

[Status of accession and ratification](#)

— ロンドン・アグリーメントの概要については、以下参照 —

[欧州知的財産ニュース 2006 年 10 月号 \(PDF\)](#)

(以上)

《EPC締約国ロンドン・アグリーメント加盟状況及び加盟国の翻訳文提出要件》

EPC 締約国	発効日	明細書	クレーム
アルバニア	2013年9月1日	英語	アルバニア語
オーストリア	未加盟		
ベルギー	未加盟		
ブルガリア	未加盟		
クロアチア	2008年5月1日	英語	クロアチア語
キプロス	未加盟		
チェコ	未加盟		
デンマーク	2008年5月1日	英語	デンマーク語
エストニア	未加盟		
フィンランド	2011年11月1日	英語	フィンランド語 or スウェーデン語
フランス	2008年5月1日	○	○
ドイツ	2008年5月1日	○	○
ギリシャ	未加盟		
ハンガリー	2011年1月1日	英語	ハンガリー語
アイスランド	2008年5月1日	英語	アイスランド語
アイルランド	2014年3月1日	○	○
イタリア	未加盟		
ラトビア	2008年5月1日	○	ラトビア語
リヒテンシュタイン	2008年5月1日	○	○
リトアニア	2009年5月1日	○	リトアニア語
ルクセンブルク	2008年5月1日	○	○
マケドニア旧ユーゴスラビア	2012年2月1日	○	マケドニア語
マルタ	未加盟		
モナコ	2008年5月1日	○	○
オランダ	2008年5月1日	英語	オランダ語
ノルウェー	未加盟		
ポーランド	未加盟		
ポルトガル	未加盟		
ルーマニア	未加盟		
サンマリノ	未加盟		
セルビア	未加盟		
スロバキア	未加盟		
スロベニア	2008年5月1日	○	スロベニア語
スペイン	未加盟		
スウェーデン	2008年5月1日	英語	スウェーデン語
スイス	2008年5月1日	○	○
トルコ	未加盟		
英国	2008年5月1日	○	○

※ただし、上記「○」は、英語、ドイツ語、フランス語のいずれかのEPO公式言語で付与された欧州特許の明細書またはクレームについて、各EPC締約国における設定登録の際に、追加の翻訳文の提出の必要がないことを意味する。